

目 次

津市告示

公示送達

公示送達

介護保険法に基づく居宅介護支援事業所の指定

公示送達

地縁による団体の認可

令和8年第1回津市議会臨時会の招集

放置自転車の撤去及び保管

地域密着型サービス事業の廃止

公示送達

津市公告

都市公園の区域変更

条件付一般競争入札の執行

負傷動物の収容

津市上下水道事業公告

建設工事等の事後審査型条件付一般競争入札の執行

津市教育委員会規則

津市教育委員会公印規則及び津市立幼稚園規則の一部を改正する規則

津市教育委員会告示

津市教育委員会の招集

津市選挙管理委員会告示

衆議院小選挙区選出議員選挙及び衆議院比例代表選出議員選挙における投票管理者の選任

衆議院小選挙区選出議員選挙及び衆議院比例代表選出議員選挙における投票管理者職務を代理すべき者の選任

衆議院小選挙区選出議員選挙及び衆議院比例代表選出議員選挙における期日前投票所の投票管理者職務を代理すべき者の選任

衆議院小選挙区選出議員選挙及び衆議院比例代表選出議員選挙における投票管理者の選任

衆議院小選挙区選出議員選挙及び衆議院比例代表選出議員選挙における投票管理者職務を代理すべき者の選任

衆議院小選挙区選出議員選挙及び衆議院比例代表選出議員選挙における開票の場所及び日時

最高裁判所裁判官国民審査における開票の日時

※ 目次には、J I S 第一・第二水準範囲内の文字を使用しています。

津市告示第19号

下記の者の令和6年度国民健康保険料納入通知書は、住所居所不明のため送達することができないので、国民健康保険法（昭和33年法律第192号）第78条において準用する地方税法（昭和25年法律第226号）第20条の2の規定により公示送達する。

なお、この公示送達に係る関係書類は、津市健康福祉部保険医療助成課で保管し、送達を受けるべき者から交付の申出があればいつでも交付する。

令和8年2月2日

津市長 前 葉 泰 幸

記

送達を受けるべき者の住所	送達を受けるべき者
○○○○○○○○○○○○○○○○○○○○ ○○○○○○○○	○○○○
○○○○○○○○○○○○○○○○○○○○ ○○○○○○	○○○○
○○○○○○○○○○○○○○○○○○○○ ○○○○○○	○○○○○

津市告示第20号

下記の者の令和7年度国民健康保険料納入通知書は、住所居所不明のため送達することができないので、国民健康保険法（昭和33年法律第192号）第78条において準用する地方税法（昭和25年法律第226号）第20条の2の規定により公示送達する。

なお、この公示送達に係る関係書類は、津市健康福祉部保険医療助成課で保管し、送達を受けるべき者から交付の申出があればいつでも交付する。

令和8年2月2日

津市長 前 葉 泰 幸

記

送達を受けるべき者の住所	送達を受けるべき者
○○○○○○○○○○○○○○○○○○○○○○○○○○○○ ○○○○○○○	○○○○○○○○○○○○○○○○○○○○○○○○○○○○
○○○○○○○○○○○○○	○○○○○○○
○○○○○○○○○○○○○○○○○○○○○○○○○○○○ ○○○○○	○○○○○○○
○○○○○○○○○○○○○○○○○○○○○○○○○○○○ ○○○○○○○○○	○○○○○○○
○○○○○○○○○○○○○○○○○○○○○○○○○○○○ ○○○○○○○	○○○○○
○○○○○○○○○○○○○○○○○○○○○○○○○○○○ ○○○○○○○○○	○○○○○○○
○○○○○○○○○○○○○○○○○○○○○○○○○○○○ ○○○○○○○○○○○○○	○○○○○○○
○○○○○○○○○○○○○○○○○○○○○○○○○○○○ ○○	○○○○○○○
○○○○○○○○○○○○○○○○○○○○○○○○○○○○	○○○○○
○○○○○○○○○○○○○○○○○○○○○○○○○○○○ ○○○○○○○○○○○○○	○○○○○○○



○○○○○○○○○○○○○○○○○○	○○○○○○○
○○○○○○○○○○○○○○○○○○ ○○○○○○○○○○○○	○○○○○
○○○○○○○○○○○○○○○○○○	○○○○○○○○○○○○○○
○○○○○○○○○○○○○○○○○○ ○○○○○○○○○○	○○○○○○○○○○
○○○○○○○○○○○○○○○○	○○○○○
○○○○○○○○○○○○○○○○○○ ○○○○○	○○○○○○○○○○○○○○○○○○ ○○○○○○○○○○

津市告示第 21 号

介護保険法（平成 9 年法律第 123 号）第 46 条第 1 項の規定により、指定居宅介護支援事業者を次のとおり指定したので、同法第 85 条第 1 号の規定により告示する。

令和 8 年 2 月 2 日

津市長 前 葉 泰 幸

- 1 事業者の名称  
合同会社リンクス
- 2 事業所の名称  
ケアプランセンターリンクス
- 3 事業所の所在地  
津市桜田町 4-46 小宮ハイツ 101
- 4 指定年月日  
令和 8 年 3 月 1 日
- 5 サービスの種類  
居宅介護支援

津市告示第 2 2 号

下記の者に対する下記の書類は、住所居所不明等のため送達することができないので、高齢者の医療の確保に関する法律（昭和 5 7 年法律第 8 0 号）第 1 1 2 条において準用する地方税法（昭和 2 5 年法律第 2 2 6 号）第 2 0 条の 2 の規定により公示送達する。

なお、この公示送達に係る関係書類は、津市健康福祉部保険医療助成課で保管し、送達を受けるべき者から交付の申出があればいつでも交付する。

令和 8 年 2 月 5 日

津市長 前 葉 泰 幸

記

氏名	送達する書類
〇〇〇〇〇	令和 7 年度後期高齢者医療保険料納入通知書 (令和 7 年 7 月 1 1 日付け) 壺通
〇〇〇〇	令和 7 年度後期高齢者医療保険料納入通知書 (令和 7 年 7 月 1 1 日付け) 壺通
〇〇〇〇〇	令和 7 年度後期高齢者医療保険料納入通知書 (令和 7 年 7 月 1 1 日付け) 壺通
〇〇〇〇〇	令和 7 年度後期高齢者医療保険料納入通知書 (令和 7 年 7 月 1 1 日付け) 壺通
〇〇〇〇〇〇	令和 7 年度後期高齢者医療保険料納入通知書 (令和 7 年 7 月 1 1 日付け) 壺通
〇〇〇〇〇	令和 7 年度後期高齢者医療保険料納入通知書 (令和 7 年 7 月 1 1 日付け) 壺通

## 津市告示第 23 号

地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 260 条の 2 第 1 項の規定により、地縁による団体を認可したため、同条第 10 項の規定により次のとおり告示する。

令和 8 年 2 月 5 日

津市長 前 葉 泰 幸

### 1 名称

一色自治会

### 2 規約に定める目的

本会は、公平公正を本旨とし、以下に掲げるような地域的な共同活動を行うことにより、良好な地域社会の維持及び形成に資することを目的とする。

- (1) 回覧板の回付等、区域内の住民の相互連絡
- (2) 美化、清掃等区域内の環境整備
- (3) 本区域内に所在する公共・公益施設の維持管理
- (4) 自治会主導による活動、企画交流事業の実施
- (5) 伝統行事（市指定無形民俗文化財）など文化活動の維持、振興
- (6) 災害に対する備え、及び地域防災力の強化
- (7) 行政に対する提言、要望

### 3 区域

本会の区域は、津市河芸町一色 404 番地から 2424 番地、及び、隣接する一部の中別保 248 番地 1 から 2497 番地 2 までの一部区域、隣接する一部の影重 1048 番地から 2892 番地までの一部区域、隣接する一部の中瀬 35 番地

### 4 事務所

三重県津市河芸町一色 1481 番地 3

### 5 代表者の氏名及び住所

### 6 裁判所による代表者の職務執行の停止の有無並びに職務代行者の選任の有無

なし

### 7 代理人の有無

なし

8 規約に定める解散の事由

本会は、地方自治法第260条の20第2号、第3号、第4号及び第5号の規定により解散する。

総会の議決に基づいて解散する場合は、総会員の4分の3以上の承諾を得なければならない。

9 認可年月日

令和8年2月3日

津市告示第 24 号

令和 8 年第 1 回津市議会臨時会を次のとおり招集する。

令和 8 年 2 月 6 日

津市長 前 葉 泰 幸

1 招集の日

令和 8 年 2 月 13 日

2 招集の場所

津市議会議事堂

3 会議の事件

- (1) 議長の選挙について
- (2) 副議長の選挙について
- (3) 議会運営委員の選任について
- (4) 常任委員の選任について
- (5) 専決処分の承認について
- (6) 専決処分の承認について
- (7) 専決処分の報告について
- (8) 専決処分の報告について
- (9) 専決処分の報告について
- (10) 専決処分の報告について
- (11) 専決処分の報告について
- (12) 専決処分の報告について
- (13) 訴訟の提起について
- (14) 令和 7 年度津市一般会計補正予算（第 11 号）
- (15) 令和 7 年度津市水道事業会計補正予算（第 3 号）
- (16) 令和 7 年度津市下水道事業会計補正予算（第 2 号）

津市告示第 25 号

津市自転車等の放置の防止に関する条例（平成 18 年津市条例第 209 号）第 12 条第 2 項、第 13 条第 2 項及び第 14 条の規定に基づき撤去し、保管している自転車について、同条例第 16 条第 2 項の規定により次のとおり告示する。

令和 8 年 2 月 12 日

津市長 前 葉 泰 幸

1 放置されていた場所、台数及び撤去した年月日

放置されていた場所	台数	撤去した年月日
雲出長常町地内	1	令和 7 年 1 月 14 日
津駅東口自転車等放置禁止区域	2	令和 8 年 1 月 5 日
津新町駅周辺自転車等放置禁止区域	2	令和 8 年 1 月 5 日
津駅東口自転車等放置禁止区域	3	令和 8 年 1 月 7 日
津新町駅周辺自転車等放置禁止区域	1	令和 8 年 1 月 7 日
久居新町地内	2	令和 8 年 1 月 13 日
桜橋三丁目地内	1	令和 8 年 1 月 14 日
久居野村町地内	1	令和 8 年 1 月 16 日
久居新町地内	3	令和 8 年 1 月 16 日
大門地内	1	令和 8 年 1 月 20 日
栗真町屋町地内	1	令和 8 年 1 月 26 日
久居駅前第 1 公共自転車等駐車場	17	令和 8 年 1 月 29 日
久居駅前第 2 公共自転車等駐車場	11	令和 8 年 1 月 29 日
豊津上野駅前公共自転車等駐車場	1	令和 8 年 1 月 29 日

2 保管期間

告示の日から 90 日間

3 連絡先

垂水自転車等保管庫

059-222-6307

津市告示第26号

介護保険法（平成9年法律第123号）第78条の5第2項の規定に基づき、指定地域密着型サービスの事業の廃止に係る届出がされたので、同法第78条の11第2号の規定により告示する。

令和8年2月12日

津市長 前 葉 泰 幸

- 1 事業者の名称  
社会福祉法人安濃津福社会
- 2 事業所の名称  
デイサービス椋本
- 3 事業所の所在地  
津市芸濃町椋本5142番地1
- 4 廃止年月日  
令和8年2月28日
- 5 サービスの種類  
地域密着型通所介護

津市告示第27号

下記の者の令和7年度固定資産税・都市計画税納税通知書は、住所居所不明のため送達することができないので、地方税法（昭和25年法律第226号）第20条の2の規定により公示送達する。

なお、この公示送達に係る関係書類は、津市政策財務部資産税課で保管し、送達を受けるべき者から交付の申出があればいつでも交付する。

令和8年2月13日

津市長 前 葉 泰 幸

記

送達を受けるべき者の住所	送達を受けるべき者
○○○○○○○○○○○○○○○○○○○○ ○	○○○○○
○○○○○○○○○○○○○○○○○○○○	○○○○○

津市公告第13号

都市公園法（昭和31年法律第79号）第2条の2及び津市都市公園条例（平成18年津市条例第197号）第2条の規定により、都市公園の区域を変更するので、次のとおり公告し、その関係図書を縦覧に供します。

令和8年2月4日

津市長 前 葉 泰 幸

1 都市公園の名称

都市公園の名称	位置（所在地）	区域	変更後の区域の 供用開始の期日
雲出本郷町児童遊 び場	津市雲出本郷町122 7番地2	別図の とおり	令和8年2月4日

2 関係図書の縦覧場所

津市西丸之内23番1号

津市建設部建設整備課

津市公告第14号

次のとおり条件付一般競争入札を執行しますので、地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の6第1項及び津市契約規則（平成18年津市規則第40号）第4条の規定により公告します。

令和8年2月10日

津市長 前 葉 泰 幸

別紙のとおり

## 1 入札に付する事項

(1) 件名 津リージョンプラザ喫茶コーナーの貸付け

(2) 貸付物件

貸付物件は次のとおりです。

所在地	津市西丸之内23番1号		
	土地	建物	
名称	津リージョンプラザ敷地	名称	津リージョンプラザ
地番	335番1	構造	鉄筋コンクリート造
地目	宅地	階層	地上5階地下1階建
地積	25,940.37㎡	床面積	9,583.55㎡
貸付部分	津リージョンプラザ3階喫茶コーナー ※別紙「3階平面図」を参照		
貸付面積	14.24㎡		

(3) 貸付期間 令和8年4月1日から令和11年5月31日までの3年2か月間

(4) その他貸付けに関する事項

津リージョンプラザ喫茶コーナー貸付けに係る貸付要領（以下「貸付要領」といいます。）で定めるとおりとします。

## 2 入札に必要な事項を示す場所及び日時

入札の心得、契約条項その他の入札に必要な事項については、令和8年2月10日（火）から同月25日（水）までの間（いずれの日も開庁日の午前8時30分から午後5時15分の間に限ります。ただし、津リージョンプラザの休館日（月曜日。祝日・休日に当たる時はその翌日）を除きます。）、津市条件付一般競争入札参加者心得及び貸付要領並びに入札に係る所定の様式を津市ホームページで公開すること及び津市スポーツ文化振興部文化振興課施設担当（津リージョンプラザ総合管理事務室内）窓口において配布することにより示すこととします。

## 3 入札及び開札の日時及び場所

(1) 日時 令和8年3月5日（木）午前10時

(2) 場所 津リージョンプラザ第2会議室（2階）

## 4 入札参加の資格

入札に参加できる者は、次の各号のいずれにも該当しない者としてします。

- (1) 国税並びに地方税法（昭和25年法律第226号）の規定による都道府県民税、市町村民税、固定資産税・都市計画税及び軽自動車税を滞納している者
- (2) 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4第1項各号又は第2項各号のいずれかに該当すると認められる者
- (3) 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第2号に規定する暴力団、同条第6号に規定する暴力団員（暴力団員でなくなった日から5年を経過しない者を含みます。）、暴力団準構成員、総会屋、社会運動等標榜ゴロ、特殊知能暴力集団その他これらに準ずる反社会的勢力（以下「反社会的勢力」といいます。）と認められる者
- (4) 経営又は運営に反社会的勢力が実質的に関与していると認められる者
- (5) 反社会的勢力と知りながら、これを不当に利用したと認められる者
- (6) 反社会的勢力に対して資金等を供給し、又は便宜を供与するなど反社会的勢力の維持運営に協力し、又は関与していると認められる者
- (7) 反社会的勢力と密接な関係又は社会的に非難されるべき関係を有していると認められる者
- (8) 法人その他団体の役員等（非常勤を含む役員、支配人、支店長、営業所長その他これらに類する地位にある者及び経営に実質的に関与している者をいいます。）のうちに第3号から前号までのいずれかに該当する者があるもの
- (9) 民法（明治29年法律第89号）第120条第1項に規定する行為能力制限者（未成年者、成年被後見人等。以下「行為能力制限者」といいます。）に該当すると認められる者（行為能力制限者の法定代理人が代理し、又は同意した場合を除きます。）
- (10) 手形交換所により取引停止処分を受けているなど経営状態が著しく不健全な者
- (11) 津市建設工事等指名停止基準（平成21年4月8日施行）による指名停止等を受けている者
- (12) 過去に本市との契約条件に違反し、又は違反行為に関与した者
- (13) 日本語が理解できない者
- (14) 日本国内に住所及び連絡先がない者

## 6 入札参加資格の審査結果

入札に参加できる者は、入札参加資格審査結果通知書により、入札参加者に必要な要件を満たすことについての通知を受けた者とします。

## 7 予定価格（最低入札価格）

1 2 9 , 3 9 5 円（年額・税抜）

## 8 入札の無効に関する事項

入札が次の各号のいずれかに該当する場合、その入札は無効とします。

- (1) 入札参加資格のない者が行った入札
- (2) 入札書に記載した金額その他の記載内容が不明確な入札
- (3) 入札金額を訂正した入札
- (4) 入札書に記名押印しないで行った入札
- (5) 封筒に記載された件名と同封された入札書の件名が異なっている入札
- (6) 同一事項に対して2通以上行った入札
- (7) 入札者確認票を提出しない入札代理人が行った入札
- (8) 入札者又はその代理人が他の入札者の代理人として行った入札
- (9) 意思表示が民法上無効とされる入札
- (10) 予定価格に満たない入札価格で行った入札
- (11) 入札に際して連合等の不正行為があった入札
- (12) 前各号に掲げるもののほか、入札書の記載等、特に指定した事項に違反して行った入札

## 9 入札方法及び決定方法

### (1) 当日持参するもの

ア 入札者確認票（本市が指定する様式のものに限ります。）

イ 入札書（本市が指定する様式のものに限ります。）

### (2) 入札書の投函

入札参加者は、入札書に必要な事項を記入し、記名・押印の上、封入し、入札箱に投函することとします。なお、入札書の投函は1回とし、再度の投函はできません。

### (3) 金額の表示

入札書の金額は、賃料の年額（税抜）を記入することとします。

### (4) 落札者の決定

落札者は、有効な入札による入札金額のうち最高の価格（以下「最高入

札金額」といいます。)をもって入札を行った1者とします。

(5) くじによる落札者の決定

最高入札金額で入札をした者が2者以上あるときは、直ちにくじにより落札者を決定します。

(6) 入札結果の公表

入札結果について、公表する場合があります。

(7) その他入札に係る事項

津市条件付一般競争入札参加者心得で定めるとおりとします。

10 入札参加に係る手続

入札に参加しようとする者は、参加申込期間内に津市条件付一般競争入札参加申込書(本市が指定する様式のものに限ります。以下「入札参加申込書」といいます。)及び添付書類を提出することとします。

(1) 参加申込期間

令和8年2月10日(火)から同月25日(水)まで(いずれの日も開庁日の午前8時30分から午後5時15分までの間に限ります。)

(2) 添付書類

入札参加申込書には、次に掲げる書類を添付して提出することとします。ただし、入札に参加しようとする者が津市指名競争入札参加資格者名簿に登録されている場合、イ、ウ、エ、オ及びキに掲げる書類を添付する必要はありません。

ア 誓約書(本市が指定する様式のものに限ります。)

イ 印鑑証明書(個人にあつては、印鑑登録証明書)

ウ 商業登記簿謄本(個人にあつては、住民票、営業届証明書)

エ 法人税、消費税及び地方消費税について未納税額のない証明書(個人にあつては、申告所得税、復興特別所得税、消費税及び地方消費税について未納税額のない証明書)

オ 市町村税完納証明書(完納証明書を発行していない市区町村の場合は、下記の納税証明書又は非課税証明書で該当するすべてのものについて、それぞれ直近2年度分)

(ア) 市町村民税

(イ) 固定資産税・都市計画税

(ウ) 軽自動車税

カ 事業計画書(貸付物件の予定用途のほか、貸付物件の改修や設備等の

設置を希望する場合はその概要や図面等、本市の施設を反復継続して使用した実績がある場合はその履歴等を記載。様式の指定はありません。）

キ 事業者の概要書（事業に関する事項（法人にあつては、事業概要、設立年月日、資本金、従業員数等、個人にあつては、事業概要、創業年月日、従業員数等とします。）を記載した事業者の概要が確認できる書類）

(3) 提出方法

津リージョンプラザ1階総合管理事務室窓口（津市スポーツ文化振興部文化振興課施設担当（以下「窓口」といいます。））に直接持参することとします。

11 実施要領に係る質問及び質問に対する回答

(1) 質問方法

質問書（本市が指定する様式のものに限ります。）を津リージョンプラザ総合管理事務室窓口で提出する又はファクスにより提出することとします。

(2) 提出期限

令和8年2月17日（火）午後5時

(3) 回答方法

質問に対する回答は、令和8年2月18日（水）から同月25日（水）までの間、回答内容を津市ホームページで公開すること及び津リージョンプラザ総合管理事務室窓口において回答書を配布することにより行います。

12 契約

(1) 契約の締結

落札者決定後、本市と落札者は、令和8年3月12日（木）までに施設賃貸借契約を締結するものとします。

(2) 連帯保証人の免除又は徴取

借受人が貸付期間の賃料を指定期日までに全額納付する場合、借受人に十分な資力、信用等を有する場合（本市の施設における過去の使用実績において使用料の支払遅延その他の債務不履行が無いなど）、その他市長がその必要が無いと認める場合を除き、借受人に連帯して賃料等に係る債務を負う連帯保証人が必要です。なお、保証債務極度額については、賃料、原状回復費等を勘案して定めます。

(3) 提出書類

次に掲げる書類等を令和8年3月12日（木）午後5時15分までに本

市に提出してください。

ア 契約締結に係る書類

本市から2部（連帯保証人を徴する場合は3部）送付しますので、それぞれに記名・押印を行い、提出してください。本市による記名・押印後、1部を落札者（連帯保証人を徴取する場合は、もう1部を連帯保証人）へ返送します。なお、契約締結までに対面での事前説明を本市から受ける必要がありますのでご注意ください。

イ 連帯保証に係る書類（連帯保証人を徴する場合）

連帯保証人の適格性を担保するため、連帯保証人の所得又は財務状況を証明する書類の提出を求めることがあります。

**【問い合わせ先】**

スポーツ文化振興部文化振興課施設担当  
（津リージョンプラザ総合管理事務室内）  
電話番号 059-229-3300

津市公告第15号

三重県津保健所長から動物の愛護及び管理に関する法律（昭和48年法律第105号）第35条第3項の規定に基づく負傷動物の引取りについて通知がありましたので公告します。

令和8年2月12日

津市長 前 葉 泰 幸

1 負傷動物の特徴

収容日	保護した場所	動物種及び種類	毛色等	性別	体格	年齢	その他
令和8年 2月8日	津市久居 新町	犬（柴）	茶	メス	中	成犬	赤色の 首輪

2 収容期間 令和8年2月17日まで

3 連絡先 津市環境部環境保全課

電話番号059-229-3282

三重県津保健所衛生指導課

電話番号059-223-5112

津市上下水道事業公告第3号

建設工事等に係る事後審査型条件付一般競争入札を執行しますので、地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の6第1項及び津市契約規則（平成18年津市規則第40号）第4条の規定により、次のとおり公告します。

令和8年2月9日

津市上下水道事業管理者 松下浩己

別紙のとおり

## 事後審査型条件付一般競争入札

公 告 日	令和8年2月9日	工 事 担 当 課	下水道工務課	
工 事 名	令和7年度下工公補第18号 清水処理分区公共下水道工事			
工事場所	津市 安濃町清水及び安東町 地内			
工事概要	管布設工(管径150mm) 197m 組立マンホール工 5箇所 小型マンホール工 6箇所 ます設置工 13箇所			
工 期	契約締結日から起算して178日間			
発注業種	土木一式			
参加資格に関する事項	建設業許可	特定・一般		
	所在地要件	市内本店		
	格付要件	あり		
	地 域 ・ 格付要件	【ブロック】津・香良洲	【地区】津・香良洲	【格付】B
		【ブロック】安芸	【地区】安濃	【格付】B
		【ブロック】	【地区】	【格付】
	同種工事実績要件			
	技術者要件	主任(監理)技術者	2級土木施工管理技士(土木)又は同等以上の者(津市発注工事における専任配置)	
現場代理人		常駐配置(主任技術者と兼務可)		
その他要件				
設計図書等に関する質問	提出期限	令和8年2月12日 次のとおり、指定の質問書にて提出すること (持参の場合) 受付時間：開庁日の午前8時45分から午後4時まで (FAXの場合) 提出期限日の午後5時まで		
	回 答 日	令和8年2月18日 津市入札情報公開システムにて回答		
	提 出 先	上下水道管理課契約財産担当(津市上下水道庁舎2階)又はFAX059-237-5819		
入札方法等	入札方法	津市電子入札システムによる		
	入札期間	令和8年2月10日 から 令和8年2月24日 まで ただし、津市電子入札システムの稼働時間中に限る。		
開札日時及び場所	令和8年2月26日 午前9時00分 津市上下水道庁舎2階 入札室			
予定価格	39,244,000 円 (税抜き)			
最低制限価格	有	積算内訳書	要	
契約保証金	契約金額の100分の10以上	入札保証金	免除	
前金払	有	部 分 払	無	
その他	<p>・本公告に定める事項以外については、事後審査型条件付一般競争入札共通事項のとおりとする。</p> <p>・津市電子入札実施要綱第7条に基づき、承認を受けた者は、郵便で入札書を提出をすることができます。この場合、別に定める郵便入札の取り扱いについて(令和7年10月以降公告分より)のとおり郵送してください。</p> <p>※津市発注工事とは調達契約課又は上下水道管理課発注工事で、担当課執行分を除く。</p> <p>・本件は建設キャリアアップシステム活用モデル工事試行案件です。 建設キャリアアップ活用モデル工事に係る特記仕様書を必ず確認してください。</p>			

津市教育委員会公印規則及び津市立幼稚園則の一部を改正する規則をここに  
公布する。

令和 8 年 2 月 1 3 日

津市教育委員会教育長 森 昌 彦

津市教育委員会規則第 1 号

津市教育委員会公印規則及び津市立幼稚園則の一部を改正する規則  
(津市教育委員会公印規則の一部改正)

第 1 条 津市教育委員会公印規則 (平成 1 8 年津市教育委員会規則第 8 号) の  
一部を次のように改正する。

別表幼稚園印の部個数の欄及び幼稚園長印の部個数の欄中「17」を「1  
6」に改める。

(津市立幼稚園則の一部改正)

第 2 条 津市立幼稚園則 (平成 1 8 年津市教育委員会規則第 1 5 号) の一部を  
次のように改正する。

別表津市立栗葉幼稚園の項を削る。

附 則

この規則は、令和 8 年 4 月 1 日から施行する。

津市教育委員会告示第2号

教育委員会を次のとおり招集する。

令和8年2月10日

津市教育委員会教育長 森 昌彦

1 招集の日時

令和8年2月17日（火） 午前10時から

2 招集の場所

津市教育委員会庁舎 4階教育委員会室

3 会議の事件

- (1) 損害賠償の額の決定について
- (2) 令和8年度教育方針について
- (3) 令和7年度津市一般会計補正予算（第12号）＜教委所管分＞について
- (4) 令和8年度津市一般会計予算＜教委所管分＞について
- (5) 津市学校給食の実施及び学校給食費の管理に関する条例の制定について
- (6) 津市放課後児童健全育成事業の設備及び運営の基準に関する条例の一部の改正について
- (7) 三重県指定史跡津城跡（お城公園）整備活用（第1次）計画の策定について
- (8) 委員会の委員等の報酬及び費用弁償に関する条例の一部の改正について
- (9) 第9回白山地域小学校の在り方検討委員会の開催結果について

津市選挙管理委員会告示第49号

令和8年2月8日執行の衆議院小選挙区選出議員選挙及び衆議院比例代表選出議員選挙における投票管理者を次のとおり変更したので、公職選挙法施行令（昭和25年政令第89号）第25条の規定により告示する。

令和8年2月5日

津市選挙管理委員会  
委員長 磯部 憲夫

投票区	解任する者		新たに選任する者	
	住所	氏名	住所	氏名
第53投票区	四日市市	樽井 裕信	津市	土田 仁美
第56投票区	津市	駒田 祐樹	津市	横山 貴之
第84投票区	津市	東山 準也	津市	淡島 智紀
第86投票区	松阪市	堤 佳代	津市	小瀬古 真由巳
第88投票区	津市	村木 庸彦	松阪市	長谷川 隆一
第110投票区	津市	野田 琢哉	津市	西山 勇介
第112投票区	津市	大野 維佐子	津市	磯田 秀和
第113投票区	名張市	廣田 耕次	津市	奥村 昌弘
第119投票区	津市	磯田 秀和	津市	鯖戸 嘉典

津市選挙管理委員会告示第50号

令和8年2月8日執行の衆議院小選挙区選出議員選挙及び衆議院比例代表選出議員選挙における投票管理者の職務を代理すべき者を次のとおり変更したので、公職選挙法施行令（昭和25年政令第89号）第25条の規定により告示する。

令和8年2月5日

津市選挙管理委員会  
委員長 磯部 憲夫

投票区	解任する者		新たに選任する者	
	住所	氏名	住所	氏名
第47投票区	亀山市	酒井 隆行	津市	中藪 大晃
第56投票区	津市	横山 貴之	津市	中出 尊志
第60投票区	津市	中山 真一郎	津市	駒田 祐樹
第70投票区	津市	西井 大騎	四日市市	宮田 裕也
第80投票区	津市	舘 美香	津市	奥田 将紀
第87投票区	津市	小川 明子	津市	吉村 裕美子
第89投票区	津市	大原 知子	津市	橋本 剛至
第97投票区	伊勢市	佐波 敏英	津市	川崎 友子
第99投票区	津市	高木 和美	津市	北川 慶彦
第108投票区	津市	飯田 泰正	津市	今城 茉莉
第110投票区	津市	西山 勇介	津市	横山 至伸
第112投票区	津市	今井 月	津市	大野 維佐子

津市選挙管理委員会告示第51号

令和8年2月8日執行の衆議院小選挙区選出議員選挙及び衆議院比例代表選出議員選挙における期日前投票所の投票管理者の職務を代理すべき者を次のとおり変更したので、公職選挙法施行令（昭和25年政令第89号）第25条の規定により告示する。

令和8年2月6日

津市選挙管理委員会  
委員長 磯部 憲夫

第11期日前投票所

職務を行うべき日	解任する者		新たに選任する者	
	住所	氏名	住所	氏名
2月7日	松阪市	本多 裕樹	津市	小熊 信行

津市選挙管理委員会告示第52号

令和8年2月8日執行の衆議院小選挙区選出議員選挙及び衆議院比例代表選出議員選挙における投票管理者を次のとおり変更したので、公職選挙法施行令（昭和25年政令第89号）第25条の規定により告示する。

令和8年2月7日

津市選挙管理委員会  
委員長 磯部 憲夫

投票区	解任する者		新たに選任する者	
	住所	氏名	住所	氏名
第6投票区	津市	米本 孝子	津市	杉山 美紀
第89投票区	松阪市	後藤 正樹	津市	末廣 直行

津市選挙管理委員会告示第53号

令和8年2月8日執行の衆議院小選挙区選出議員選挙及び衆議院比例代表選出議員選挙における投票管理者の職務を代理すべき者を次のとおり変更したので、公職選挙法施行令（昭和25年政令第89号）第25条の規定により告示する。

令和8年2月7日

津市選挙管理委員会  
委員長 磯部 憲夫

投票区	解任する者		新たに選任する者	
	住所	氏名	住所	氏名
第36投票区	津市	小林 知美	津市	前田 巧
第91投票区	津市	黒川 凌平	津市	葛井 ひとみ

津市選挙管理委員会告示第54号

令和8年2月8日執行の衆議院小選挙区選出議員選挙及び衆議院比例代表選出議員選挙における津市開票区の開票の場所及び日時を次のとおり定めたので、公職選挙法（昭和25年法律第100号）第64条の規定により告示する。

なお、令和8年津市選挙管理委員会告示第43号は廃止する。

令和8年2月8日

津市選挙管理委員会  
委員長 磯部憲夫

- 1 開票の場所 安濃中央総合公園内体育館
- 2 開票の日時 令和8年2月8日 午後10時00分から

津市選挙管理委員会告示第55号

令和8年2月8日執行の最高裁判所裁判官国民審査における津市開票区の開票の日時を次のとおり定めたので、最高裁判所裁判官国民審査法（昭和22年法律第136号）第26条の規定により告示する。

なお、令和8年津市選挙管理委員会告示第45号は廃止する。

令和8年2月8日

津市選挙管理委員会  
委員長 磯部憲夫

開票の日時 令和8年2月8日 午後10時00分から